平成25年度福岡市環境影響評価審査会
第４回部会議事の要旨

１　日時　平成25年8月5日(月)　10:00～12:00
２　開催場所　福岡市役所　15階　1503会議室
３　出席委員　荒井委員　古山委員　薛委員　藤本委員(部会長) (50音順)
４　議題　福岡市環境影響評価技術指針の改正について （１）第１回～３回部会の概要及び前回指摘事項について （２）環境影響評価審査会部会における検討について（最終報告）案
５　配布資料 資料1-1　審査会部会での審議事項等 資料1-2　技術指針の改定に関する前回の意見と対応 資料1-3　福岡市環境影響評価技術指針新旧対照表 資料2-1　環境影響評価審査会部会における検討について（最終報告）案 資料2-2　福岡市環境影響評価技術指針（案）
６　その他資料 福岡市環境影響評価審査会　部会委員名簿・座席表

【議事概要】

○部会長　議題は二つあって、一つ目は今までの３回の部会の概要及びその対応、二つ目は部会としての最終報告です。議題について事務局から説明をお願いします。

（１）第１回から第３回部会の概要及び前回指摘事項について

○事務局　　資料１－１に今までの審査会の部会での審議事項等を記載しております。

第１回部会、第２回部会におきましては、風力発電所の設置事業の規模要件及び太陽光発電所の設置事業の規模要件について決定したところです。第３回部会におきましては、技術指針（案）について検討していただいております。そこでの意見を踏まえて第４回部会までに事務局において技術指針（案）を修正することとしております。なお、第１回部会、第２回部会で審議いただいた施行規則の改正、規模要件等は１月28日に審査会へ報告

をさせていただいております。以上で、第１回部会から第３回部会までの審議事項についての説明を終わります。

資料１－２に技術指針の改定に関する前回の意見と対応を記載しております。まず、資料の左側表２の第３回部会提示案について、部会の意見概要等を記載しております。資料の右側に第３回部会意見を踏まえた修正案を記載しております。主に事業種を点事業、線事業、面事業と分け、位置・規模の検討段階、配置・構造の検討段階として考えられるものを提示し、包括的な例示という形で修正しております。

資料１－２の２ページ目は、計画段階配慮事項の選定について記載しております。

資料１－２の３ページ目は、計画段階配慮に係る調査、予測及び評価の手法について記載しております。第３回部会意見を踏まえた修正案を資料１－２の４ページ目に記載しております。技術指針は主務省令との整合をとる必要があり、網羅的に記載する必要があること、また、第３回部会意見の内容については国においても技術ガイドに記載されていることから、表５については、網羅的な一般的な事項についてのみ記載することとしております。また表４についても同じように整理しております。

資料１－２の５ページ目は、風力発電事業の参考項目について記載しております。第３回部会意見を踏まえた修正案としまして、二酸化炭素については、施設の稼働に〇をつけております。

資料１－２の６ページ目は、計画段階配慮の手順の調査の方法について記載しております。第３回部会意見を踏まえた修正案としまして、技術指針は主務省令との整合をとる必要があることから、既存資料を用いることを基本とし、既存資料で必要な情報が得られない場合は専門家の意見を聴取することや、現地調査を行うこととする旨の記載をしております。

次に計画段階配慮に係る予測の実施の予測方法についてです。第３回部会意見を踏まえた修正案としまして、こちらにつきましても技術指針は主務省令との整合もとる必要があることから、簡易な予測手法を用いることを基本とします。また、位置等に関する複数案が設定されていない場合について、技術指針に追加します。

資料１－２の７ページ目は、計画段階配慮に係る意見聴取の手続について記載しております。第３回部会意見を踏まえた修正案としまして、手続の仕方についてわかりやすいような形に修正をしております。その他の情報交流の手段により、意見の聴取を行った場合には、求めなかった理由の記載は不要とします。なお、どのような手法を用いて意見の聴取を行ったかについて記載することとし、技術指針に追加したものです。

資料１－２の８ページ目は、計画段階配慮の手順について記載しております。第３回部会意見を踏まえた修正案としましては、計画熟度が非常に低い段階でどこまで述べられるかという問題もありますが、事業実施想定区域の設定の根拠や背景を記載する規定とすることで、一定の対応は可能だと考えられることから資料の下線部分について修正しております。

資料１－２の９ページ目以降については、第３回部会での意見はありませんでしたが、４月１日に公布された主務省令等との整合をとった事項です。第２の計画段階配慮の基本的事項におきまして、計画段階配慮を実施する時期について、重大な環境影響の定義づけをしております。こちらについては、技術指針全体を通して重大な環境影響というものが重要になるので、定義づけを行ったものです。第３の計画段階配慮の手順におきまして、同じく事業計画の検討、複数案の検討のところで資料の下線部分について記載事項を幾つか変更しております。こちらについては、主務省令との整合をとり、記載事項等の変更を行ったものです。

資料１－２の10ページ目は、計画段階配慮の手順で計画段階配慮事項の選定について記載しております。こちらは、存在及び供用に関する影響要因と工事の実施に関する影響要因の優先順位を明確化したものです。第３回部会において事務局が提示した案につきましては、工事の実施についても存在・供用についても同じレベルで記載しておりました。主務省令等によると、存在及び供用に関する影響要因というのが重大な環境影響の回避には有効であるとのことから、存在・供用に関する影響要因を工事の実施に優先させて行うものです。

以上で資料１－２の説明を終わります。

資料１－３につきましては、現行の技術指針について左側に、今回の改正案と改正内容について右側に記載しているものです。

以上で議題１の説明を終わります。

○部会長　　前回の意見がどのように反映されたかというところを見ていただければ、恐らく大丈夫だと思います。

○委員　　表２の事業種のところで、点事業と面事業というのは、面積などで区切ってあるのですか。点事業は、点とはいえ面があるわけですから、何か常識的な数字がどこかに示されているのですか。

○事務局　　数字等ではなく、規模要件です。その対象事業の規模要件をどのように設定しているかということで、記載を分けております。例えば、点事業で火力発電所とか風力発電所を挙げているのは、火力発電所と風力発電所の規模要件を出力数で対象事業を分けているためです。面事業で太陽光発電所を挙げているのは、太陽光発電所の規模要件を面積で分けているためです。

○委員　　線事業というのは、長さで規定されているという意味なのですね。

○事務局　　そうです。

○部会長　　厳密ではないにしても事業種ごとに分類を明確にした方がわかりやすいと思うので、このような形でよいと思います。

○委員　　厳密に言うと、火力発電は多分、今の太陽光のメガソーラーの数十倍どころではない面積をとりますね。

○事務局　　そうだと思います。

○部会長　　この表の中のどこに分類されるかは、後に何も影響していないので、そんなに厳密に言わなくてもいいかなと思います。

○事務局　　表２の下に、「大まかに事業種で分類したものであり、厳密に区分したものではない」という記載を加えております。

○委員　　こういう使い方が非常に一般的で、点事業はこれとこれというふうにみんながイメージできるものなのかわかりませんが、点、線、面ということになると、点事業と書いてあっても非常に広い敷地をとるものがあって、点的な存在、面的な存在という普通のイメージとは違います。出力などの規模で規定されるものはみんな点事業だということは、市民感覚にはあまりないような気がします。なので、点事業、線事業、面事業の中身はこれこれだと並んでいると、若干違和感があります。

○事務局　　福岡市環境影響評価条例の対象事業ということで、対象事業の規模要件で分けさせていただきました。

○部会長　　分類があったほうがいいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員　　いいと思います。ちなみにこれは一般的な言葉なのですか。

○事務局　　国が作成した技術ガイドに記載された言葉です。

○委員　　次に表４の生態系のところで「生物が特別な利用する地域での障害」の記述が渡りのルートのことだけを示すのであれば、わざわざこのように書かなくてもいいかなと思います。

○部会長　　「特別に利用する」ということだといいのですが、「特別な利用する」というのは日本語が変ですね。国の文章の中にあるのですか。

○事務局　　「特別に」でございました。申しわけありません、誤植でございます。

○部会長　　言葉はミスのようでしたが、よりいい用語がありましたらお願いします。国と全く同じ用語にしなければいけないということはないと思いますので。ただ、配慮書を作成したときに混乱するような言葉ではまずいと思います。実際にアセスをするところに、その言葉で意味が通じるのであればいいと思いますけれども。

○委員　　渡りルート以外に何か考えられますか。

○委員　　一般的に考える場合には、例えば、洞窟などです。福岡市にもあることはあります。

○委員　　コウモリがいるような洞窟。

○委員　　そのような所が対象になるだろうとは思いますが。

○部会長　　「渡りルート、洞窟等」と追加しますか。

○委員　　あまり限定すると、かえってそれだけになってしまうおそれがあります。

○事務局　　あまり限定しないで、包括的な形にして、何でも取り込めるような記述にしています。

○委員　　「特殊な」か、あるいは上のほうの「分断する」というのは、繁殖とかに対して、ある面積や範囲があって、それを分断すると、渡りとか移動するときに問題になると。洞窟にしても渡りにしても、生存という意味での時期は限られるかもしれませんが、それは欠かせない場所だ、欠かせない行為だということで「特別」と書かれているのでしょうが、どちらかというと「特別」というより「特殊」なのかもしれません。ほかのいわゆる生物の生息や生存ということでは、一般の人は思い浮かばないかもしれないけれども、ある時期ここは必ず通るというのが渡りで、これはそういう特殊なケースもあるということを言っているのですよね。

○部会長　　意味としてはそうですね。

○委員　　「特別な利用」というと、何か少しぴんとこない。

○部会長　　これは、「重要な生息・生育環境の改変」とはまた別の意味なのでしょうか。

○委員　　違います。１年のある時期、ここに来ますという意味だと思います。

○部会長　　それは重要な環境に私たちには思えますが。

○委員　　採餌や繁殖のために、そこにある時期とどまって、面的に幾つかというのが生息環境です。

○委員　　繁殖は多分、生育に入ります。渡りは入らないということですか。

○委員　　そうです。

○委員　　洞窟は、そういう意味では生息環境に入れてしまえばいいわけです。

○委員　　「特別な利用」ならまだしも、「特別に利用する」というと少し表現がおかしいと思われます。
　いわゆる一般的な生息環境ではないのですが、ライフサイクルの中で不可欠な場所の利用、利用している場所ということです。

○事務局　　「特別に」というのを削ったらどうでしょうか。生息環境とは別に、利用する地域での障害というようなくくりで。「特別に」というと、何が特別なのかというのがよく理解しにくい部分があるのかなと思います。利用するといったら、ルート、渡りでも利用してますということで、そこについての障害は見なさいということは指導できるのではと思います。

○部会長　　恒常的に使うわけではないが、一時的に使う中での重要なもの、地域とか、そういう意味なのでしょう。

○委員　　意味はそうです。

○委員　　ただ、部会長がおっしゃったように、重要な生息・生育環境との改変との違いをきちんとしておかないといけない。

○部会長　　恒常的ではなく一時的であっても重要な地域というニュアンスですよね。

○委員　　だから「特別」を取ると、ますます「重要な生息・生育環境の改変」との区別がつきにくいという感じはします。

○委員　　「重要な生息・生育環境の改変」も含んじゃいますからね。

○事務局　　一時的にとかいう言葉が理解を助けるように思います。

○部会長　　そういう意味ではネットワークの分断と列記する順番を入れかえたほうが良いのではないかと。ずっと使うところの改変と、時々使うところの影響、さらにはネットワークと。言葉が変わったからといっても、法律的にものすごく議論するようなことでもないようですので、後でまた議論することにして、次に行きます。

○委員　　表５も国の文章と全く同じですか。

○事務局　　ほぼ同じです。主務省令を基本にしております。

○部会長　　たくさんあった表が、修正案ではこの１つになったということですか。

○事務局　　そうです。

○部会長　　そうすると、修正案の表の一番下の「生態系に関する調査、予測、評価の考え方」は生態系に限定されているのですか。

○事務局　　そうです。生態系に限定しています。これについては、修正前の表５の予測手法のところの詳細な手法の下に記載してあります。これを取りまとめました。これについては主務省令に記載がありまして、そこから抜粋しております。

○委員　　その文章はそれでいいかもしれませんが、「生態系に関する調査、予測、評価の考え方」の一番上の丸ポツの意味は理解できますか。

○委員　　これは、第３回部会においてどこかに記載されていましたか。

○事務局　　はい。

○部会長　　表５はこんなに省略して大丈夫ですか。

○事務局　　はい。こちらについては、計画段階の配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法ということでございまして、細かい内容につきましては、環境省が出しております技

術ガイドを参考に運用していこうと考えています。

○委員　　表５の一番下に、「生態系に関する調査、予測、評価の考え方」と別枠に書いてありますよね。それより上で、表５の表題、予測、調査、評価手法というふうに一応完結した格好になっていますよね。にもかかわらず、生態系に関する調査、予測、評価というのが、まとめてまたこれだけ出しているというのがこの表の全体の構造です。それはなぜですか。

○部会長　　生態系だけが別扱いで、何で別の表になっているのかということです。
別扱い部分と、それより前の総括的な部分との矛盾はないのですか。

○委員　　これだけ出ていると、少し違和感がありますよね。

○部会長　　重要と捉えたいという気持ちはわかりますが。

○委員　　多分、生態系に関するこういう考え方は全体に共通する大事なことです。ところが、５ページ目の表６以降に、１項目として生態系って入っているものだからおかしな感じがします。

○部会長　　配慮の中では、生態系だけは特別ということですね。

○委員　　この流れの中だと、生態系という言葉は広い意味で使っていますね。

○部会長　　ここに書いていることは別にほかにも言えると思います。地域において重要な機能を有する自然環境と言ってしまうと少し限定的になりますが、その地域に固有な環境要素があれば、それは配慮のときに考えなさいという考え方ですよね。だから、これのほうがむしろ全体的な気がする。ところが、ここには理念みたいなものが書いてあるだけで、あまり具体的ではないので地域はこうだとか、調査方法はこうだとか、どういうところを調査しなさいとか、どんな内容を調査しなさいとか、何かそういうものが要ると思います。それが表５の最初のほうに書かれているので、それはいいように思います。

○委員　　それにしても、そういう扱いをしたときに、１番目のポツを説明するために第２のポツ以降４項目あるわけですが、そう考えたときに、今度は第１のポツが非常にわかりやすい文なのかどうかというところが気になります。網羅的に把握するのではなく、まとまりを場として把握してやりなさいと書いてある。

○委員　　この３ページ目の表の部会委員意見概要の二つ目についてです。表５－２の予測手法で、表の上のほうは大気質等について現状の把握と周辺への影響対象の選定、距離、活動量と定量化しやすいのでこうなっていますが、表の下の方はまとまりがないという感じが第３回部会ではあったと思います。修正前のものはあくまでも生態系の注ですよね。これは想像ですが、アセスをする事業者として、生態系の評価・予測をどうやったらいいのかわからないので、そのコメントというか注記として載せていたのかなというのが前回の印象でした。そういう意味でいうと、今のこれは、注として残すならまだ違和感がないと思います。

○部会長　　そういう位置づけだとよくわかります。

○委員　　調査、予測、評価のところで、現状の把握、周辺への影響対象の選定、距離、活動量なんかで整理してみるというような指針というかですね。そういうふうなものも含めて注として残すということでしたら、動物、植物、生態系などの項目についても事業者としてやりやすくなるのかなという印象です。それが第３回部会での印象です。

○委員　　「網羅的に把握するのではなく」というのは、第３回部会の意見を踏まえて記載しているのですね。

○委員　　国の文章にこのような文があるのでしょうか。

○委員　　３ページの下の注）４項目の部分です。４ページで言うと左側下に書かれているところです。

○委員　　一番上のポツがかえってわかりづらくしているような気がします。

○部会長　この「生態系に関する調査、予測、評価の考え方」のところは、全体を構成している表の一部という位置づけではなくて、もとのように注書きみたいな位置づけに戻して、委員がおっしゃったように、最初のポツのところが引っかかるということですので、これを少し修正しましょうか。そんな収まりでよろしいのではないですかね。

○委員　　網羅するのではなくということをわざわざここで断らなくてもいいと思う。

○部会長　　一部と思ったから、ちょっと何か変だなと思いましたが、注書きと思えば、これでよろしいのではないですか。

○委員　　「網羅的に把握するのではなく」とわざわざここで強調しなくても、後半の重要な自然環境のまとまりが大事だと思いますが。

○部会長　　「重大な」から「ではなく」までを消しましょうか。

○委員　　このためにわかりにくくなっていると思いますから、それでも構わないと思います。

○部会長　　まず、最初の文章はカットでよろしいですか。あと何か加えたほうがいいですか。生態系に関するとか何か入れたほうがいいですか。

○委員　　文の頭に何か入れて、調査、予測、評価においてはとか書いては。

○部会長　　各委員の先生方のご意見をうまく反映させて、修正前の表に戻しましょう。ただし、表の右側に書いてあるものは、主務省令の中に書いてあるのでしたら、その言葉にしましょう。

○事務局　　わかりました。

○部会長　　そうすると、言っている意味がかなりよくわかるみたいです。また、修正案が出たら、今日が最後だから改めて議論する場がありませんが、細かいところは先生方に

見ていただくということで。ほかに表５のところで何かありますか。

５ページの風力発電所の分については、前回までに指摘した意見が反映されているので、ここはよろしいですね。

○委員　　そうですね。

○委員　　そのとおりに入っているのでいいかと。

○部会長　　６ページに行きまして、まず、計画段階配慮の手順のところの４番で計画段階配慮に係る調査の実施というところです。既存資料だけでは難しいのではないかというご意見があったのを受けて、既存資料等がないときには専門家の意見を聴取することが記載されています。

○委員　　それに加えて、それでもないときは現地調査もやりましょうと加わえているので、これでいいかと思います。

○部会長　　ここまで書いてあればいいと思います。

○部会長　　６ページの５番の計画段階配慮に係る予測の実施のところの予測方法です。簡易と定性とか、いろいろわかりにくいところがありましたが、右側に修正案があります。できるだけ定量的に把握するとし、定量的な把握が困難な場合は定性的な手法を用いると。あまり具体的じゃありませんが、いいのではないでしょうか。

○委員　　ただ、現実問題として、ここは私の意見が反映されていると思いますが、配慮書でどれぐらいの意見を言うのですか。例えばＡ、Ｂ、Ｃというルートがあって、配慮書をつくって、最終的にＡ案でいきますといったときに、ほんとにＡ案がいいのかどうかというのを考える場合、生物的な考え方としては、データがないのに考えるというのが、現実にはものすごく難しい。だから、どこまでのことを配慮書でやっていかないといけないかというのは、まだつかめてない部分があります。Ｃは省くけれどもＡとＢのどちらがいいかは、配慮書に記載された資料からは何とも言えないというときに、ＡとＢをもう少し詳しく調査しなさいということを方法書に盛り込むことができれば、この段階ではこれで

いいと思います。ところが、資料からはＡとＢの比較ができない場合であっても、配慮書の段階でどちらかに決めて次の段階である方法書にいかないといけないとなったときに、審査の段階でどのようにしていくのだろうかという疑問があります。配慮書において簡易な予測手法を用いた場合に複数案から一つの案に決めにくい、あるいは決められないという現象が起きてくることを心配しています。

○事務局　　配慮書は、後戻りできないような重大な影響を回避することが目的だと思いますので、明らかに重大な影響がないと判明すれば、どちらがベストかは別にして、進んでいって、より詳細な調査をした上で、その事業の影響を回避するという考え方になると思います。場合によっては、当初予定していなかったけれども、調査した結果、重大な影響があると考えれば、そこについてそのまま事業が進むということ自体はおかしいと思いますので、きちんと指導していきたいと考えています。これはいろいろなケースがございます。

○委員　　運用上、そういうことがある程度対応できると考えてよろしいのでしょうか。

○事務局　　そうですね。

○部会長　　配慮書手続でこの案と決めてしまい、方法書の中で２案が出てくることはないでしょう。事務局が言われたように重大なものは少なくとも回避しますが、必ずしもベストな解を残せということではないのです。配慮書は重大なことの回避を担保させるわけです。委員がおっしゃったことの意味はよくわかって、複数案が出てきたらベストのものと選択したという経緯がわかるようなものを残したいということですよね。
でも、多分、必ずしもこれはそうならないと思います。

○委員　　おそらく、コストがものすごくかかることになると思います。

○部会長　　ただし、重大なものは回避しようということですよね。

○委員　　制度上、中止勧告はないのでしょうか。

○事務局　　中止勧告はございません。制度的には指導や公表という形です。ただ、重大な影響が実際に出ているようであれば公表され、社会的な責任を追及される形となりますので、そういったことは回避する方向になると思います。

○部会長　　ここは言葉でいろいろ修正しても、きっとそのとおりにしかならないと思います。少し運用して、何年後かには改善していただけるということで。では、７ページです。これでよろしいですか。では、８ページ、事業実施想定区域の設定基準です。根拠や背景を書きなさいというということです。少し考えさせるようなデータが出てくるのではないかということで、そのように修正されています。これもよろしいのではないかと思いますが、ご意見ありますか。悪意に規模を小さめに設定するようなことがあるのではないかという指摘への対応です。
やれることは、理由をきちんと述べなさい、根拠を示しなさいというぐらいかと思いますが、よろしいですか。

○委員　　供用及び管理の計画が消えたのですか。

○事務局　　９ページの第３の計画段階配慮の手順で供用と管理の計画のところが消えたというのは、主務省令との整合をとって記載事項を修正させていただいています。こちらで変更させていただいているのが②の土地利用計画、施設計画及び交通計画のところと、③の供用及び管理の計画と、（７）の環境保全の方針です。
　まず（７）の環境保全の方針、一番下のところについては、今までは方法書の段階だったのでこちらを記載していましたが、第３回部会では事業計画の検討というところで、それをそのまま環境配慮の手順のところにも記載しておりました。方法書だと一つの案に決まっていて、既にある程度計画を立てているので、環境保全の方針ということも決まった上で計画を立てているだろうということで、こちらのほうを記載することにしておりました。しかし、事業種ごとにいろいろな計画があって、それらの計画について細かい土地利用の計画や施設計画、交通計画、また供用及び管理の計画、環境保全の方針などについては、まだ詳細な検討まではされていないだろうと考えております。その詳細な検討をする前の段階で配慮書を作成していただきたいので、こちらについては事業計画の記載事項から外しております。そのかわり、事業実施想定区域及び設定の根拠を記載しておりまして、なぜそこでやったのか、どういう形でそこでやりたいのかを記載していただくようにして

おります。

○委員　　この部分は後で出てくるということですか。

○事務局　　方法書以降に出てきます。

○委員　　それが国の指導に合った方法ということですか。

○事務局　　国の主務省令には事業計画や事業規模や諸元、その他事業に際して、気候の変更により環境が変化する事柄を書くことになっているので、そちらのほうを記載していただくことになります。

○委員　　この環境保全方針に類するものはこの段階では全くないのですか。

○事務局　　はい、環境保全の方針を決めるために配慮書を作成するので、この段階でそれが決まっているとおかしくなります。

○委員　　方法書以降と同じレベルの環境保全の方針だったら、それはおっしゃるとおりだけれども、その段階なりの、「もしここで事業をやるとすれば、こういうことは」というざっくりしたものがないわけではないですよね。深度や精度の問題で国には書いてないかもしれないが、もし、この場所でこういうことをやるとしたら、こういうことには配慮するという書き方ができないことはないと思います。後の手続の問題だから要らないということではないと思いますが。

○事務局　　もちろん、保全の方針は配慮書に記載されます。保全の方針を事業計画の概要にではなく、配慮書の結果のところに記載されることになります。

○委員　　そうですよね。

○部会長　　配慮書の評価のところに出てくるということですか。

○事務局　　評価のところに出てくるものです。配慮書において前段部分にあたる事業計画に書くものではないということです。

○部会長　　配慮した結果、こういう保全案を考えますということでしょう。

○事務局　　そうです。配慮する前の段階の事業計画では考えられていないものです。配慮書にはもちろん記載されます。

○部会長　よろしいですか。10ページは、配慮段階では主として存在・供用のほうを見るという内容ですね。

○事務局　　場の改変ということが一番重要で、工事の影響というのは短期的なものであることが多いことからこのように記載しております。

○部会長　　よろしいと思います。
　それでは、先ほど保留にしていた２ページのところですね。

○委員　　渡りルートのような特別に配慮を要する地域については、「などのような」を後ろにつけてもいいと思いますが。これは動植物が主体ですよね。

○委員　　主務省令ではどのようになっていますか。

○事務局　　こちらは技術ガイドの記載で、その記載のままです。

○部会長　　それでは、扱わないほうがいいですか。

○事務局　　正確に言えば、「特別な」というのがもともとの出典です。動物のほうは「特別に」となっておりますので、どちらかがおかしいのだろうと思います。

○委員　　その前後も、この四つのポツは全部が技術ガイドのとおりですか。

○事務局　　はい。

○部会長　　あとの三つは絶対に入っていると思いますのでこのままにしておきましょうか。「な」と「に」はちょっと考えてください。

○事務局　　はい、「な」と「に」は修正します。

○部会長　　どうしても収まりが悪ければ、二人の委員のご意見を含めてお任せします。

（２）環境影響評価審査会部会における検討について（最終報告）案

○部会長　　最終報告案について事務局から説明をお願いします。

○事務局　　資料２－１をごらんください。環境影響評価審査会部会における検討について（最終報告）案ということでお示ししています。

１、環境影響評価審査会部会についてということで、そちらに部会を設置した経緯と、（１）に審査会部会で検討する内容といたしまして、①福岡市環境影響評価施行規則に関する事項ということで、風力発電所、太陽光発電所の規模要件、②福岡市環境影響技術指針に関する検討。ただいま検討いたしました計画段階環境影響評価技術指針と風力発電所、太陽光発電所、参考項目、参考手法に関する事項等についてでございます。部会の委員の皆様については、そちらにお示ししている表のとおりです。

（３）部会での検討経緯は、先ほど資料１－１でも説明しましたが、第１回部会から第４回部会まで、資料にお示ししている審議事項について審議させていただいています。

３ページ「２　検討結果について」については、既に審査会で報告している事項です。施行規則に関する事項で、風力発電所、太陽光発電所の規模要件についてです。

４ページ以降が新しく審査会にご報告する内容です。

（２）福岡市環境影響評価技術指針に関する検討、①計画段階環境影響評価技術指針、

ア、実施時期。計画段階配慮を実施する時期は、対象事業の計画立案段階における事業の位置、規模、または配置、構造の検討段階とする。

イ、複数の案の設定の考え方。事業者が実行可能な事業の位置、規模、または配置、構造に関する複数の案を適切に設定するものとし、位置または規模に関する複数の案を設定

するよう努めるものとする。ただし、対象事業を実施しないこととする案を複数の案の一つとして設定することが合理的である場合は、当該案を設定するよう努めるものとする。

ウ、複数案の設定ができない場合の取り扱い。複数の案の設定が困難な場合は、その理由等を配慮書に記載するものとする。また、その場合において、事業者により重大な環境影響が回避され、または低減されているかについて把握することが可能な手法を用いて評価するよう努めるものとする。

エ、計画段階配慮事項の選定方法。地域特性や事業特性に応じて、表４を参考として環境に及ぼす影響の重大性を検討し、計画段階配慮事項を選定するものとする。表４につきましては、先ほどご議論いただきましたとおりで、６ページに記載しております。

オ、対象事業に係る環境影響の要因。計画段階配慮における影響要因は、存在及び供用に関する要因を選定することを基本とする。ただし、対象事業に係る工事の実施が著しい影響を及ぼすおそれがあると考えられる場合には、工事の実施に関する要因を選定するものとする。

カ、調査・予測・評価方法。計画段階配慮における調査方法は、既存の文献または資料の収集により行うことを基本とする。ただし、予測や評価に必要な情報を既存の文献等や専門家等から収集することが困難な場合は、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析するものとする。

計画段階配慮における予測方法は、事例の引用または解析により行うことを基本とし、できる限り環境影響を定量的に把握するものとする。ただし、環境影響を定量的に把握することが困難な場合は、環境影響を定性的に把握するものとする。

計画段階配慮における評価方法は、複数の案ごとに選定した計画段階配慮事項について環境影響の程度を整理し、これらを比較することを基本とする。

なお、計画段階配慮における調査、予測及び評価の実施に当たり、専門家等の助言を受けた場合は、専門家等の専門分野及び所属機関の属性を配慮書に記載するものとする。

キ、予測の不確実性の取り扱い。計画段階配慮における予測は、予測の不確実性が一定程度存在する可能性がある。そのため、予測の不確実性を生じさせる要因と不確実性の程度を整理するものとする。

ク、総合評価。総合評価は、計画段階配慮において行った調査、予測及び評価を踏まえ、複数の案についてそれぞれの環境影響の特徴を整理するものとする。

ケ、配慮書についての意見聴取。条例第４条の７の規定により配慮書に対する一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合は、配慮書に対して意見を求める旨を公表するも

のとし、配慮書に対する意見の概要を市長に提出するものとする。また、意見を求めない場合は、その理由を方法書に記載するものとする。

コ、先行評価の活用。環境影響評価の実施に当たっては、計画段階配慮の過程で収集した情報、予測結果等を活用するものとする。

②風力発電所、太陽光発電所の参考項目、参考手法に関する事項。

ア風力発電所。

(ア)参考項目表６－６のとおりとする。これは７ページに記載しております。

(イ)参考手法。表７－10、表７－18のとおりとする。こちらについては９ページに記載しております。９ページの７－１０シャドーフリッカーの追加、７－18温室ガス等について、CO_2削減の効果を追加いたしております。具体的には、調査すべき情報の１に、排出量や削減量等を記載しております。予測の手法のところについても、排出量や削減量等ということで、CO_2の削減効果を記載することにしております。

イ、太陽光発電所　（ア）参考項目。表６－７のとおりとする。表の６－７については８ページに記載しております。

（イ）参考手法。表７－18のとおりとする。こちらについても先ほどと同様、CO_2の削減効果を追加いたしております。

③その他。

ア、事後調査の終了等の判断。事後調査の終了の判断並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行うものとする。

以上を審査会における部会の最終報告の案としたいと思います。

○部会長　　部会でどのように審議してきたか、その日程がどうだったかということが前半で、部会での検討結果の内容が３ページ以降に示されていますが、何かお気づきの点がございますか。

○委員　　４ページの①のイに「ゼロ・オプションを含む」と書いてあるけれども、その段落の２行目に「位置又は規模に関する複数の案」とありますが、上にも記述してあり、ここにも書いてあるのは。

○事務局　　こちらについては、位置と規模、又は配置、構造に関する複数案を設定する

と記載しています。２行目については位置と規模を優先して実施するようにという旨を記載しています。

○委員　　こういう書き方のときはそのように読むのですか。

○事務局　　位置と規模と、配置と構造を「又は」でつないでいる形です。

○委員　　それは句点も何も入れずに「又は」とつなげるのですか。

○事務局　　はい。下は、位置と規模を「位置又は規模」と。

○委員　　特にということですか。

○事務局　　そうです。特に、配置と構造よりも、位置や規模の複数案を選定するほうがより重大な環境影響を回避できるので、できれば位置と規模の検討の段階で配慮書の手続を行ってくださいという意味です。

○委員　　わかりました。

○部会長　　我々が読み取れないので、ほかの人はもっと読み取れないと思います。これは最終報告書ですが、実際の技術指針ではどこに記載していますか。

○事務局　　資料２－２の２ページの一番上のパラグラフになります。

○部会長　　ここには「少なくとも」のような言葉が要りませんか。

○委員　　「少なくとも」や「特に」を加えないと、これは読めないのでは。

○部会長　　基本的には、位置も規模も配置も構造もいろいろ複数案があったほうがいいが、全部についてできない場合は、少なくとも位置又は規模は複数案を準備してください、それが原則ですよという意味ですよね。そういうのがもう少し素直に伝わる書きぶりがい

いように思います。

○委員　　前提的な質問をしますけれども、位置と規模が問題になるような案件と、配置と構造が問題になるような案件がある、これはそういうセットですか。

○事務局　　いえ、そういうセットではありません。事業によって配慮書ができる段階が変わるので、できれば位置と規模の計画の段階でしていただきたいと考えています。

○委員　　計画の段階の話ですよね。内容が詰まっていくに従って、位置、規模から配置、構造とだんだん詳しくなる、そういう意味の仕分けですか。

○事務局　　はい。

○委員　　そうすると、「又は」というのはどちらかでいいということなのですね。

○事務局　　そうです。位置、規模が早い段階なので、その段階ということです。

○部会長　　「又は」では配慮できないのではないですか。位置だけわかってもわからないし、規模だけでもわからないのではないですか。位置と規模と両方わからないといけない。

○事務局　　位置だけでも複数案ができますし、規模だけでも複数案ができますので、位置か規模かということです。

○部会長　　複数案をつくるということだけですか。両方わからないと配慮は考えられないけど、複数案に関してはどちらかでよいということですね。

○委員　　そうであれば、位置の複数案があれば規模の複数案は要らないということですか。

○事務局　　そうです。ただ、位置と規模の複数案をミックスさせても、それは構いませ

ん。

○部会長　　位置は、この規模のものをつくりたい、だけど場所をどこにしようかということで複数案を出す。それはそれでいいのですよ。または、位置を決めてしまって、規模を３段階やってみて著しい影響がないか検討する、それもそれでいいのです。重なってももちろんよい。だから、ここは「又は」でいいと思います。複数案という意味なので、「又は」でいいと思います。ただし、それが言葉だけでは読み取れない。「適切に設定するものとし、設定するように努める」と同じ言葉が繰り返されてはよくわからない。だから「少なくとも」や「特に」という言いぶりが要るのではないですか。

○事務局　　優先してということなのでしょうか。

○部会長　　要は、複数案を設定することが基本であって、どうしても複数案を準備できない場合にはきちんと理由を述べてくださいということです。

○委員　　しかし、全体の考え方や説明からいくと、計画の熟度、進展具合によって、配慮書の段階では位置や規模は複数なくて、配置や規模についてどっちがいいかを考えなさいという場合もあると思います。だから「特に」ということでもないという気がするのですが。全体的には配置、構造のほうが問題になるような段階の計画もあり得るという想定でずっと書かれていますよね。

○事務局　　そうです。

○事務局　　両方できる場合においては位置や規模を優先した複数案が望ましいと私どもは考えています。

○部会長　　一般的な考え方としては位置が一番重要だと思います。どこでこの事業をやるのかというのがおそらく一番重要だと思います。

○委員　　全く新しい場所に新規につくるときは当然そう考えられますが、事業の中で、ある敷地の中でこういう改造をするとかは配置ですよね。

○部会長　　その場合は配置ですね。

○委員　　だから、それを想定して配置、構造の複数案ということを全体に言っているのです。

○部会長　　じゃあ、「位置又は」のところをカットしたらどうですか。

○委員　　これはおかしいですよね。要らないのかもしれません。

○部会長　　「適切に設定するものとする」で十分かもしれないです。

○委員　　そういう場合もあると思います。全体にそういうお話でしたよね。改造するとか、敷地にあるものを設置するが、どういう配置がいいのか、そういう選択もあるということでしたから。

○部会長　　趣旨が伝わればいいという意味では、このままでも趣旨は伝わると思いますが、より誤解を招きにくい表現ということであれば、２回目のところをカットしても十分意図は伝わると思いますが。あるいは、「案を適切に設定するよう努めるものとする」でいいのではないでしょうか。

○委員　　「するものとし」と書いてあって、そうやらせるつもりなのだから、上だけで「設定するものとする」とやって、後半なくしてもいいのではないでしょうか。同じ内容ですが、全体の文章はそのほうがよくなると思います。

○部会長　　ウで複数案を設定できない場合もあるわけだから十分じゃないでしょうか。

○委員　　カのところで、環境影響を定量的に把握することが困難な場合は「調査すべき情報を収集し」とあります。「必要な情報」と言っているところを「調査すべき情報」と言いかえていますが、どう使い分けるのですか。「調査すべき情報を収集」というのはどういう意味ですか。

○事務局　　調査、予測、評価の手法のところの調査する情報を「調査すべき情報」と言っています。「必要な情報」も確かに同義ではあります。

○委員　　では、そこだけ「調査すべき情報」と言わなくても、「必要な情報」でいいのではないでしょうか。

○部会長　　第三者的に見ると、「調査すべき情報」と「必要な情報」があってもいいように思います。実際に調査をするときには「調査をすべき情報」であって、「必要とされる情報」は、調査しようが、文献から持ってこようが、何でもいいわけです。私はそう理解していますが、もし不合理な点があればご指摘いただきたいと思います。
いいですか。では、了解を得られたということで、ほかに。

○委員　本質的ではないのですが、委員名簿の所属と役職の表記レベルに差があって、機関名だけの人と部局名まである委員がいます。

○事務局　　修正します。

○委員　　確認をしますが、案の４ページの（２）の①、ウのところに複数案ができない場合の取り扱いが書いてあります。できない場合は、「事業者により重大な環境影響が回避され、又は低減されているかについて把握することが可能な手法を用いて評価する」と書いてあります。この可能な手法を用いて評価することの中身は、事業者自身が、例えば、準備書に相当するぐらいの調査が必要だと思ったらそういうこともあり得るというふうに理解していいですか。

○事務局　　はい、事業者がそのように考えればそれもあり得ます。

○委員　　わかりました。審査して、これは不十分だという意見は言えるのですか。つまり、一つの案しか出てきてないので、重大な影響が回避されていると受け取ってデータをそろえて出してあったとしても、審査の段階で、これだけでは判断できないと言うことができるのか。

○事務局　　意見としては述べられると思います。それを踏まえて、事業者がさらにどこまで詳細な調査をするかということになってくると思います。

○委員　　わかりました。

○事務局　　私どもが把握できていないと思えば、より詳細な調査が必要だと考えるという意見を述べることになると思います。

○委員　　その結果は準備書で出てくるのですか。

○事務局　　次の段階の方法書で。

○委員　　方法書に反映した上で、準備書で出てくると判断していいのですか。

○事務局　　はい。

○事務局　　事業者の判断によりますが。

○委員　　わかりました。

○部会長　　４ページのイやウですけれども、「努めるものとする」というのは全部カットしませんか。言葉としておかしいです。例えば、イで「事業者が実行可能な（中略）適切に設定するものとする」と適切に設定してくださいと言っておいて、「ただし、対象事業を実施しないこととする案を複数の案の一つとして設定することが合理的である場合は、当該案を設定するよう努める」っておかしいでしょう。努めるじゃなくて、しなくてはいけないでしょう。どうしてもそういう案にしたくて、それが合理的というのなら、そうしてくださいということでしょう。同じようにウも最後の「努めるものとする」は要らないと思いますが。「評価するものとする」でいいのではないですか。

○委員　　文章として人がどう読むかということだと思います。「何々をすることとする」と言ったときには、することが原則です。「合理的な場合は」と言っているのですから、

合理的なのに「努める」というのは変ですという話です。合理的でなければ義務にはできないでしょうが、合理的ならしなさいというほうが素直だと思います。

○事務局　　わかりました。修正します。

○部会長　　ウもそうです。ウは複数案を設定できない場合だから、１案しか出さないというぎりぎりの線なのでしょう。重大な影響を回避するための配慮書ですから、配慮書でたった一つしか案を出さないのだったら、回避できることをちゃんと言えるような資料を出していただかないといけない。ここは「努める」では困ります。「努める」というのがほかにも出ているかもしれないので、確認していただけますか。

○委員　　「専門家の所属は明らかにするよう努めるものとする」については、いい気がします。

○部会長　　「努める」を全部拾い出して、チェックをお願いします。さて、そろそろ終わりですが、よろしいですか。

（「なし」の声）

○部会長　　それでは、幾つか修正が出てきて、再度、皆さんにご確認いただかなくてはいけないところがあります。今後、部会は開きませんので、修正後、後日、見ていただくということですよね。

○事務局　　はい。

――　了　――